

平成30年10月22日

化学物質排出把握管理促進法の施行状況等 ―第五次環境基本計画をふまえた化学物質管理の動向―

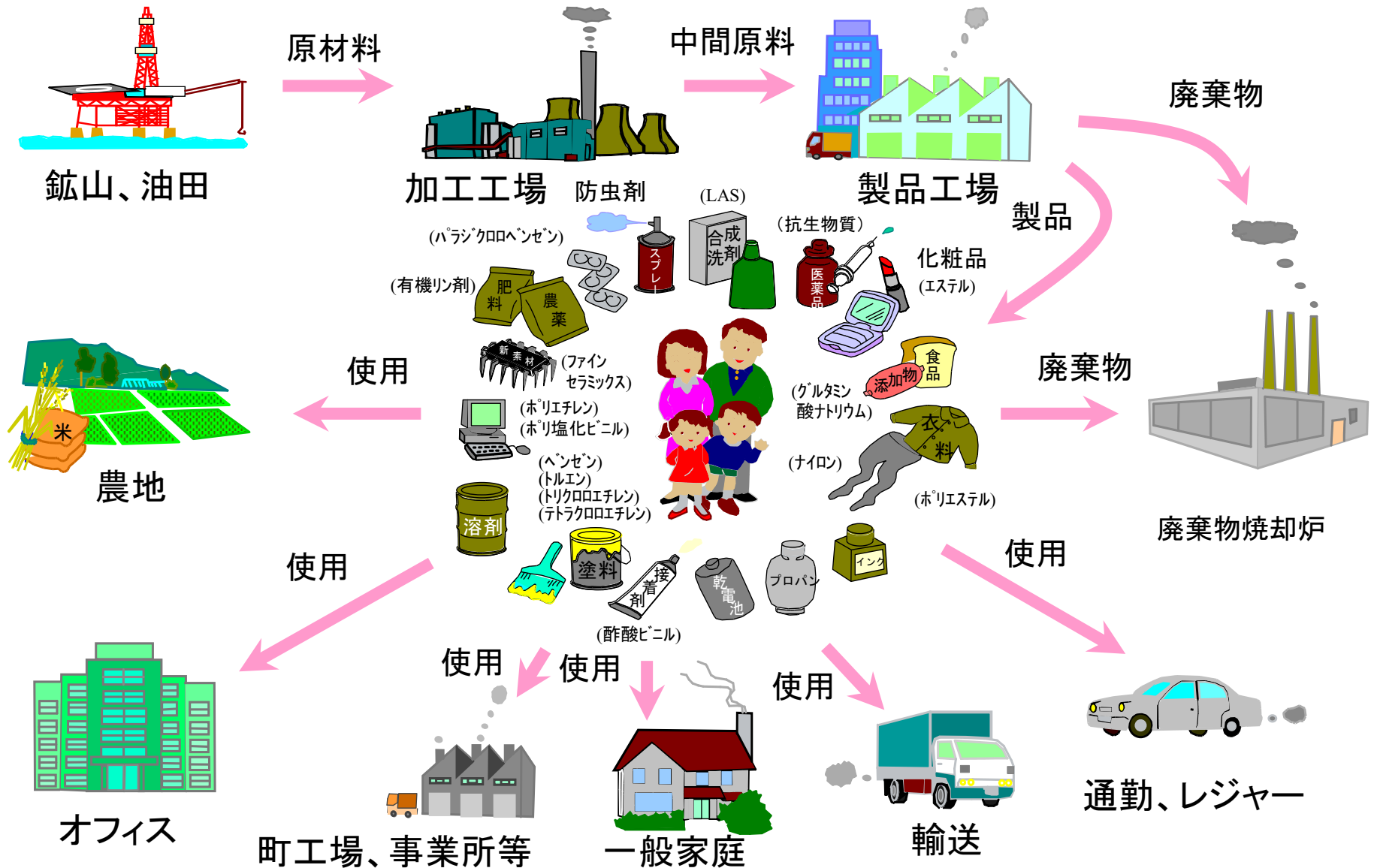
環境省 環境保健部 環境安全課 主査
関口 真行

本日の講義の内容

1. 我が国の化学物質対策の法体系と計画等
2. 第五次環境基本計画の策定
3. 化学物質の管理に関する国内法
「化学物質排出把握管理促進法」(化管法)
4. 化学物質に関するリスクコミュニケーション
5. まとめ

1. 我が国の化学物質対策の法体系

現代生活に欠かせない化学物質



化学物質のリスク

$$\text{リスク} = (\text{有害性} \times \text{暴露})$$



発がん性、変異原性、急性毒性、慢性毒性、生殖・発生毒性、催奇形性、感作性、生態毒性等

人体への摂取量、環境中濃度等

人健康、生態系

「化学物質は“薬”になることもあれば“毒”になることもある。」
(16世紀、パラケルスス)

リスクマネジメントの基本構成

リスク評価

化学物質の有害性と暴露の程度を評価する。



リスク管理

化学物質による人や動植物への悪影響が生じないように、適正な範囲にコントロールする。

○×物質の
摂取量は
1日△mg以内...

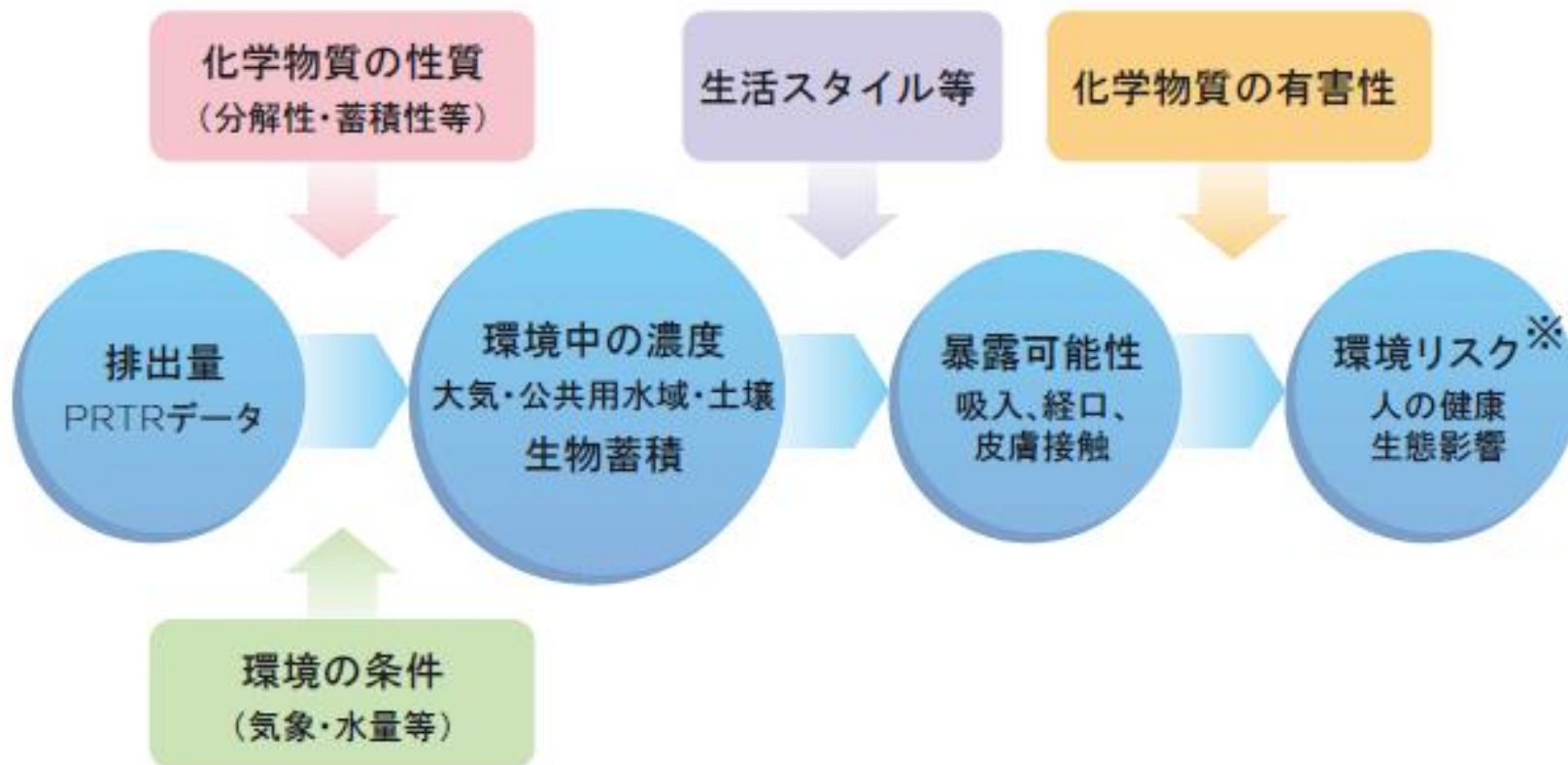


リスクコミュニケーション

化学物質に関する情報をすべての関係者が共有し、意見交換を通じて化学物質によるリスクの削減に取り組めます。



環境リスク評価のアプローチ



化学物質の毒性の種類

化学物質の毒性は、症状が現れるまでの時間によって急性毒性と慢性毒性に分けられる。

- 急性毒性

化学物質を1回投与するか短時間ばく露してからだいたい数日以内に発症する毒性を指す。急性毒性ではその指標としてLD₅₀（半数致死量）がしばしば使われる。

LD₅₀：化学物質を実験動物に投与した場合に、投与した動物の50%が死亡する用量を体重当たりの量(mg/kg)として表したもの

- 慢性毒性

化学物質を繰り返し投与するか長期間ばく露したとき数カ月以上してから発症する毒性を指す。急性毒性に比べ症状が低濃度で現れる。

化学物質の有害性の指標

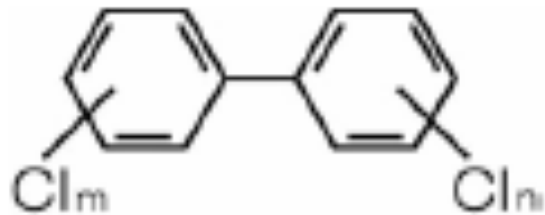
（化学物質審査規制法による審査項目）

1. 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであるかどうか（**分解性**）
2. 生物の体内に蓄積されやすいものであるかどうか（**蓄積性**）
3. 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであるかどうか（**人への長期毒性**）
4. 動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであるかどうか（**生態毒性**）

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」では、上記に加え、**長距離移動性**を残留性有機汚染物質の特質としている。

代表的な有害化学物質

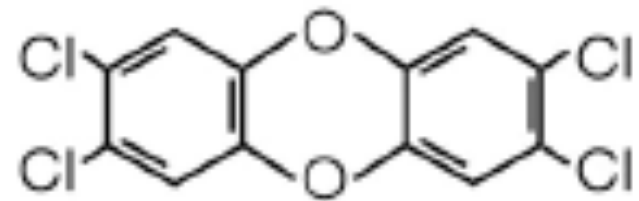
PCB (ポリ塩化ビフェニル)



製品は塩素数、置換位置の異なったものの混合物で、塩素化の程度により幾つかの種類がある。

PCB は熱に対する安定性、電気絶縁性に優れ、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙に用いられた。

ダイオキシン: ポリ塩化ジベンゾ-
p-ジオキシン (PCDD)



塩素数と置換位置により75の異性体があり、その中で毒性が最も強いとされるのが、2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-p-ジオキシン (TCDD) である。

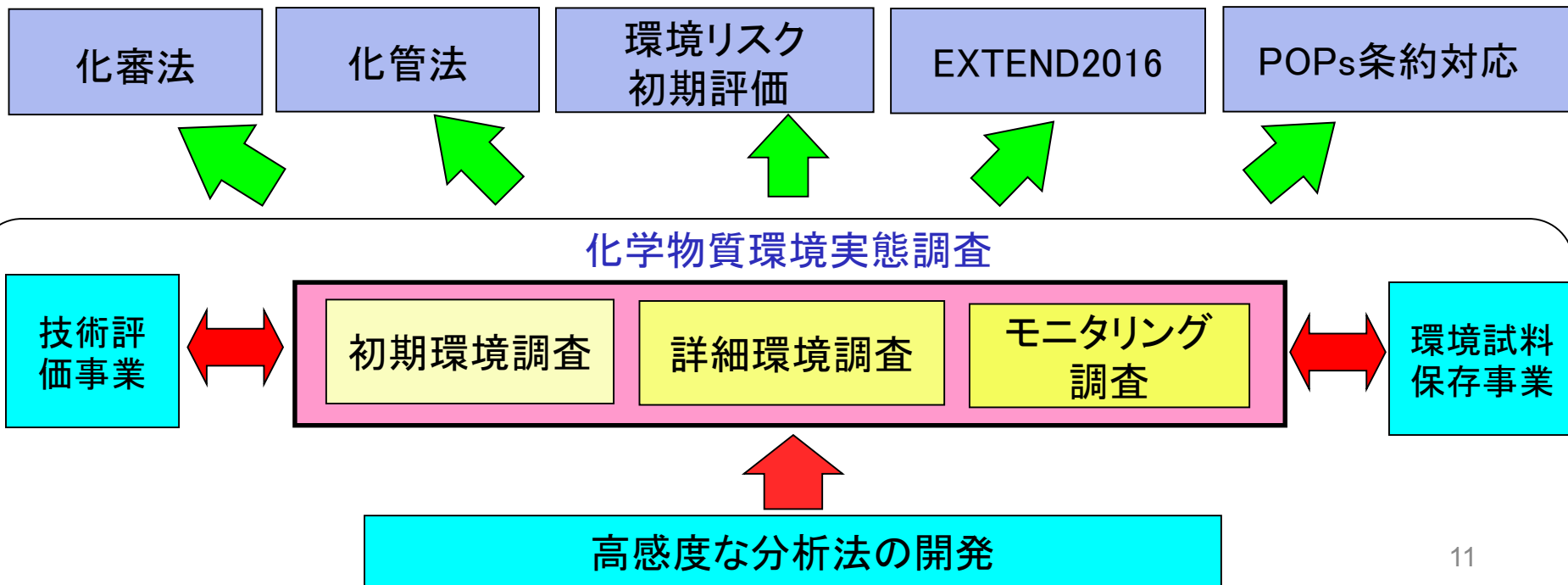
紙パルプの塩素漂白工程や廃棄物の焼却過程で**非意図的に**生成する。

化学物質環境実態調査（黒本調査）

- 目的：化学物質対策を推進するための前提となるデータ整備の根幹を担う、一般環境中の化学物質残留状況を把握
- 対象：多媒体（水質、底質、生物、大気）
- 調査開始時期：化審法成立を契機として、1974年度から継続して調査実施（2016年度までに1,346物質を調査）



化審法の規制対象物質、化管法の届出対象物質の選定や環境リスク評価のため必要な暴露実態の把握等に貢献



我が国の化学物質法体系（全体）

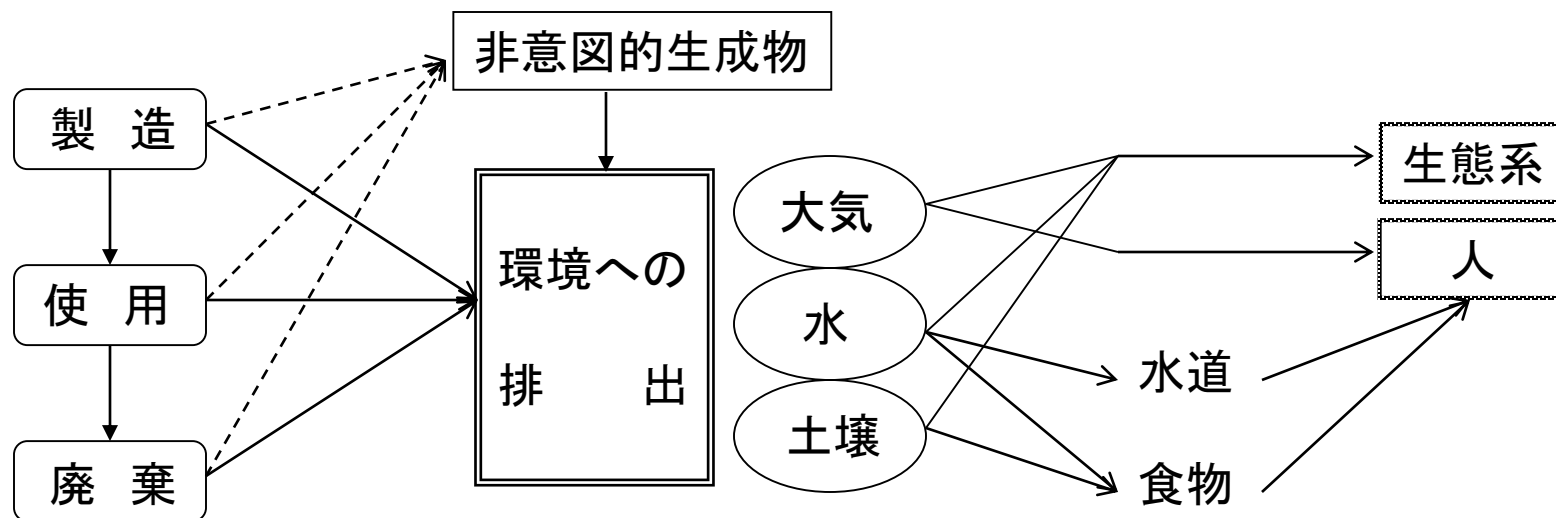
曝露経路やライフサイクルの段階に応じて様々な法律により管理

曝露 有害性		労働環境	消費者	環境経由	排出・ストック汚染	廃棄	他
人の健康への影響	急性毒性	労働安全衛生法	毒劇法 農薬取締法 食品衛生法 医薬品医療機器法 家庭用品品質表示法 有害家庭用品規制法 建築基準法（シックハウス等）	農薬取締法 化学物質審査規制法 化学物質排出把握管理促進法	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 土壌汚染対策法	廃棄物処理法	化学兵器禁止法
	長期毒性				水銀汚染防止法等		
	生活環境への影響						
オゾン層破壊性				フロン排出抑制法 オゾン層保護法			

SAICM国内実施計画

環境基本計画

我が国の化学物質法体系（環境経由）



化学物質
審査規制法

農薬取締法

大気汚染防止法

水質汚濁防止法

化学物質排出把握
管理促進法

特措法(DXN,PCB)

水銀汚染防止法

廃棄物処理法

水道法

食品衛生法

2. 第五次環境基本計画の策定

第五次環境基本計画について

環境基本計画について

- ・ 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、**環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等**を定めるもの。
- ・ 計画は**約6年ごとに見直し**（第四次計画は2012年4月に閣議決定）。
- ・ 2017年2月に環境大臣から**計画見直しの諮問**を受け、中央環境審議会における審議を経て、2018年4月9日に**答申**。
- ・ 答申を踏まえ、2018年4月17日に**第五次環境基本計画**を閣議決定。

第五次環境基本計画のポイント

- ・ 今後の環境政策の展開の基本的考え方として、イノベーションの創出や経済・社会的課題との同時解決を提示
- ・ 分野横断的な**6つの「重点戦略」**（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定。
 - ※各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う**「地域循環共生圏」**の創造を目指す。
- ・ 環境リスク管理等の環境保全の取組は、**「重点戦略を支える環境政策」**として揺るぎなく着実に推進。

第五次環境基本計画の全体構成

第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向

- 現状と課題認識（我が国が抱える課題は相互に関連・複雑化。SDGs、パリ協定などの国際的な潮流）。
- 今後の環境政策の展開の基本的考え方（イノベーションの創出、経済・社会的課題との同時解決）。

第2部 環境政策の具体的な展開

- ①分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定。
※重点戦略の展開にあたっては、パートナーシップ（あらゆる関係者との連携）を重視。
※各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す。
- ②環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として揺るぎなく着実に推進。

第3部 計画の効果的实施

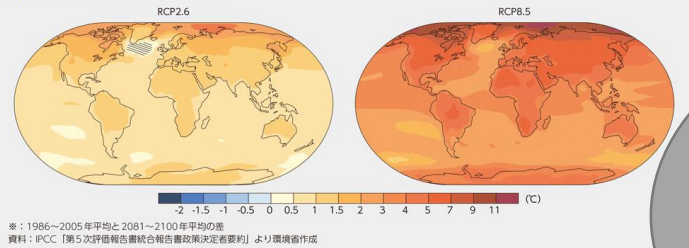
- 国及び各主体による取組の推進、計画の点検・指標の活用、計画の見直しについて記載。
- 「重点戦略」に係る点検は、優良事例のヒアリングを中心に実施。

第4部 環境保全施策の体系

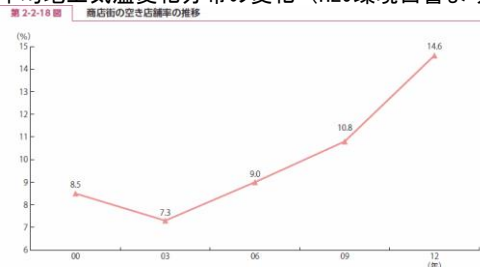
- 環境保全施策の全体像を体系的に記載。

我が国が抱える環境・経済・社会の課題

図1-1-3 平均地上気温変化分布の変化



平均地上気温変化分布の変化 (H29環境白書より)



商店街の空き店舗率の推移
(中企庁HPより)

経済の課題

- 地域経済の疲弊
- 新興国との国際競争
- AI, IoT等の技術革新への対応 など

環境の課題

- 温室効果ガスの大幅排出削減
- 資源の有効利用
- 森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害
- 生物多様性の保全 など

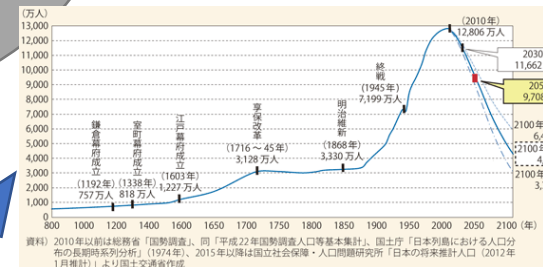
相互に関連・
複雑化

社会の課題

- 少子高齢化・人口減少
- 働き方改革
- 大規模災害への備え など



ニホンジカによる被害
(環境省HPより)



我が国人口の長期的推移
(国交省HPより)

環境・経済・社会の
統合的向上が求められる！



H29年7月九州北部豪雨
(国交省HPより)



人工知能のイメージ (産総研HPより)

第五次環境基本計画の基本的方向性

目指すべき社会の姿

1. 「地域循環共生圏」の創造。

2. 「世界の範となる日本」の確立。

- ※ ① **公害を克服**した歴史
- ② **優れた環境技術**
- ③ 「**もったいない**」など**循環**の精神や
自然と**共生**する伝統
を有する我が国だからこそできることがある。

3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現。

本計画のアプローチ

1. SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化。

- 環境政策を契機に、あらゆる観点から**イノベーション**を創出
→ 経済、地域、国際などに関する諸課題の**同時解決**を図る。
→ 将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」につなげていく。

2. 地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上。

- 地方部の維持・発展にもフォーカス → **環境で地方を元気に！**

3. より幅広い**関係者と連携**。

- 幅広い関係者との**パートナーシップ**を充実・強化



- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
→ 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
→ 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

第五次環境基本計画における施策の展開

- 分野横断的な6つの重点戦略を設定。
 - パートナーシップの下、環境・経済・社会の統合的向上を具体化。
 - 経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションを創出。

6つの重点戦略

① 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築

- E S G投資、グリーンボンド等の普及・拡大
- 税制全体のグリーン化の推進
- サービサイジング、シェアリング・エコノミー
- 再エネ水素、水素サプライチェーン
- 都市鉱山の活用 等



洋上風力発電施設
(H28環境白書より)

② 国土のストックとしての価値の向上

- 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり
- 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)
- 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全
- コンパクトシティ・小さな拠点 + 再エネ・省エネ
- マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等



土砂崩壊防備保安林
(環境省HPより)

③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

- 地域における「人づくり」
- 地域における環境金融の拡大
- 地域資源・エネルギーを活かした収支改善
- 国立公園を軸とした地方創生
- 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用
- 都市と農山漁村の共生・対流 等



バイオマス発電所
(H29環境白書より)

④ 健康で心豊かな暮らしの実現

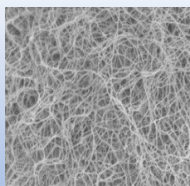
- 持続可能な消費行動への転換
(倫理的消費、COOL CHOICEなど)
- 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進
- 低炭素で健康な住まいの普及
- テレワークなど働き方改革 + CO2・資源の削減
- 地方移住・二地域居住の推進 + 森・里・川・海の管理
- 良好な生活環境の保全 等



森里川海のつながり
(環境省HPより)

⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及

- 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引
(再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)
- 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」
- バイオマス由来の 化成品創出
(セルロースナノファイバー等)
- AI等の活用による生産最適化 等



セルロースナノファイバー
(H29環境白書より)

⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築

- 環境インフラの輸出
- 適応プラットフォームを通じた適応支援
- 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ
- 「課題解決先進国」として海外における
「持続可能な社会」の構築支援 等



日中省エネ・環境フォーラム
に出席した中川環境大臣

重点戦略を支える環境政策

環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

○気候変動対策

パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施
長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進
気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施



フロンガス回収
(環境省HPより)

○循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施



廃棄物分別作業
(環境省HPより)

○生物多様性の確保・自然共生

生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施



絶滅危惧種
(イタセンパラ)

○環境リスクの管理

水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策



水環境保全
(環境省HPより)

○基盤となる施策

環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等



環境教育
(環境省HPより)

○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、
放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、
災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等



中間貯蔵施設
土壌貯蔵施設

第五次環境基本計画における化学物質政策(1)

第2部 環境政策の具体的な展開

第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

4. 健康で心豊かな暮らしの実現

(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全

(化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)

国民の安全を確保し、安心して暮らすことができる基盤として、**化学物質の製造・輸入、製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクル全体のリスクの評価と管理**が必要である。持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）においても、2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化するという目標が示されている。

このため、化学物質による環境リスクの最小化を図るべく、化学物質の安全かつ効率的な製造等による環境効率性の向上に加え、化学物質の環境への負荷を軽減するため、化学物質の適正な利用の推進を図る。また、廃棄・再生利用時の適正処理とそのための適切な情報伝達等に取り組む。

第五次環境基本計画における化学物質政策(2)

第4部 環境政策の具体的な展開

第1章 環境問題の各分野に係る施策

6. 包括的な化学物質対策に関する取組

(4) 化学物質に関する国際協力・国際協調の推進

我が国の包括的な化学物質管理に係る実施計画であるSAICM国内実施計画に沿って、SAICMに資するような国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。

また、進捗状況を適時に点検し取組の一層の促進を図る。

さらに、現在のSAICM終了後の2020年以降の枠組みに関する国際的な議論を積極的にリードし次期枠組みの採択に貢献するとともに、次期枠組みに基づく包括的な化学物質管理に係る取組を推進する。

3. 化学物質の管理に関する国内法 「化学物質排出把握管理促進法」 (化管法)

法律制定の背景

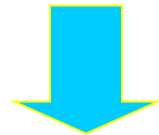
- 様々な化学物質の使用→汚染の懸念
- 環境規制法による規制→限定的
- 有害性（ハザード）はわかるが、環境へ出た場合のリスクが不明な数多くの物質

⇒新しい手法が必要

法律の目的

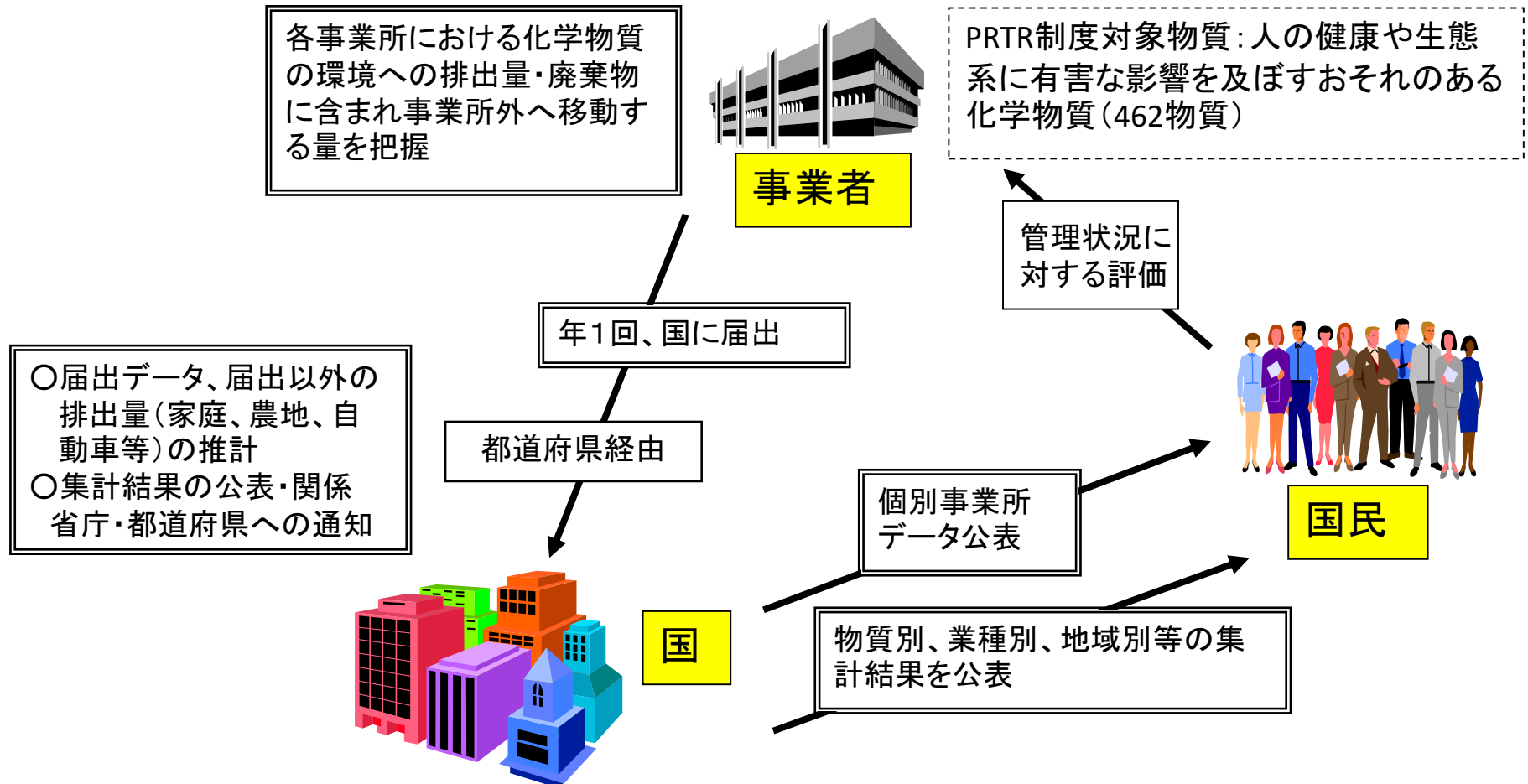
１９９９年（平成１１年）７月
「化学物質排出把握管理促進法」制定

事業者及び国民の理解の下に、PRTR制度及びSDS制度
を導入



- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を
促進する
- 環境の保全上の支障を未然に防止する

PRTR制度の概要



PRTRの意義とデータの活用事例

PRTRの意義	PRTRデータの活用事例（今後利用予定を含む）
①環境保全上の基礎データ	○PRTR排出量データを、化学物質分野の取組推進に向けた指標とする。 ○特別管理廃棄物制度等、各種政策の検討に当たって基礎データとして使用。
②行政による化学物質対策の優先度決定	○化学物質の環境リスク評価に利用。（化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価等に利用。） ○環境モニタリングの対象物質・対象地点の選定に利用。
③事業者による自主的管理の改善促進	○事業所周辺の環境濃度予測等のツールを事業者を提供。 ○地方公共団体において、事業者指導の資料として利用。
④国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進	○データの集計結果を公表し、インターネット上に掲載。 ○排出量及び予測大気濃度の地図情報を作成し、インターネット上に掲載。 ○PRTRデータを活用した市民向けのガイドブック、化学物質ファクトシート等を作成。
⑤環境対策の効果・進捗状況の把握	○大気汚染防止法の優先取組物質の削減について、モニタリングデータ及びPRTRデータで対策状況を把握。

平成28年度PRTRデータの概要について (化学物質の排出量・移動量の集計結果)

平成30年3月2日、事業者から届出のあった平成28年度の化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量等のデータの集計等を行い、公表した。

また、事業者から届出のあった個別事業所ごとの化学物質の排出量・移動量についても併せて公表した。

<平成28年度データのポイント>

①届出排出量・移動量

平成28年度の1年間に届出対象事業者が把握し、届出のあった事業所からの排出量・移動量の全国・全物質（462物質）の集計結果は、以下のとおり。

- ・届出事業所数 34,668事業所（前年度35,391と比べて723減少）
- ・届出排出量 151千トン（前年度154千トンと比べて2.1%の減少）
- ・届出移動量 224千トン（前年度224千トンと比べて1.7%の増加）
- ・届出排出量と届出移動量の合計 376千トン（前年度378千トンと比べて0.1%増加）

②届出排出量・移動量（継続物質）

平成20年11月の化学物質排出把握管理促進法施行令の前後で継続して届出対象物質として指定された物質（以下「継続物質」という。）の届出排出量と移動量の集計結果は、以下のとおり。（届出対象の継続物質276物質のうち届出があった264物質）

- ・届出排出量 136千トン（前年度139千トンに比べて2.2%の減少）
- ・届出移動量 203千トン（前年度199千トンに比べて2.0%の増加）
- ・届出排出量と届出移動量の合計 339千トン（前年度338千トンに比べて0.3%の増加）

<平成28年度データのポイント(つづき)>

③届出排出量・移動量(追加対象化学物質)

平成20年11月の化学物質排出把握管理促進法施行令の改正により追加された対象化学物質(以下、「追加対象化学物質」という)の届出排出量・移動量の集計結果は、以下のとおり。(届出対象の追加対象化学物質186物質のうち届出があった170物質)

- ・届出排出量 16千トン(前年度15千トンに比べて1.1%の増加)
- ・届出移動量 22千トン(前年度22千トンに比べて1.2%の減少)
- ・届出排出量と届出移動量の合計 37千トン(前年度37千トンに比べて1.2%の減少)

④届出外排出量

届出対象業種以外の事業所や、家庭、自動車等からの届出対象外の排出量は、国が推計を行った結果、以下のとおり。

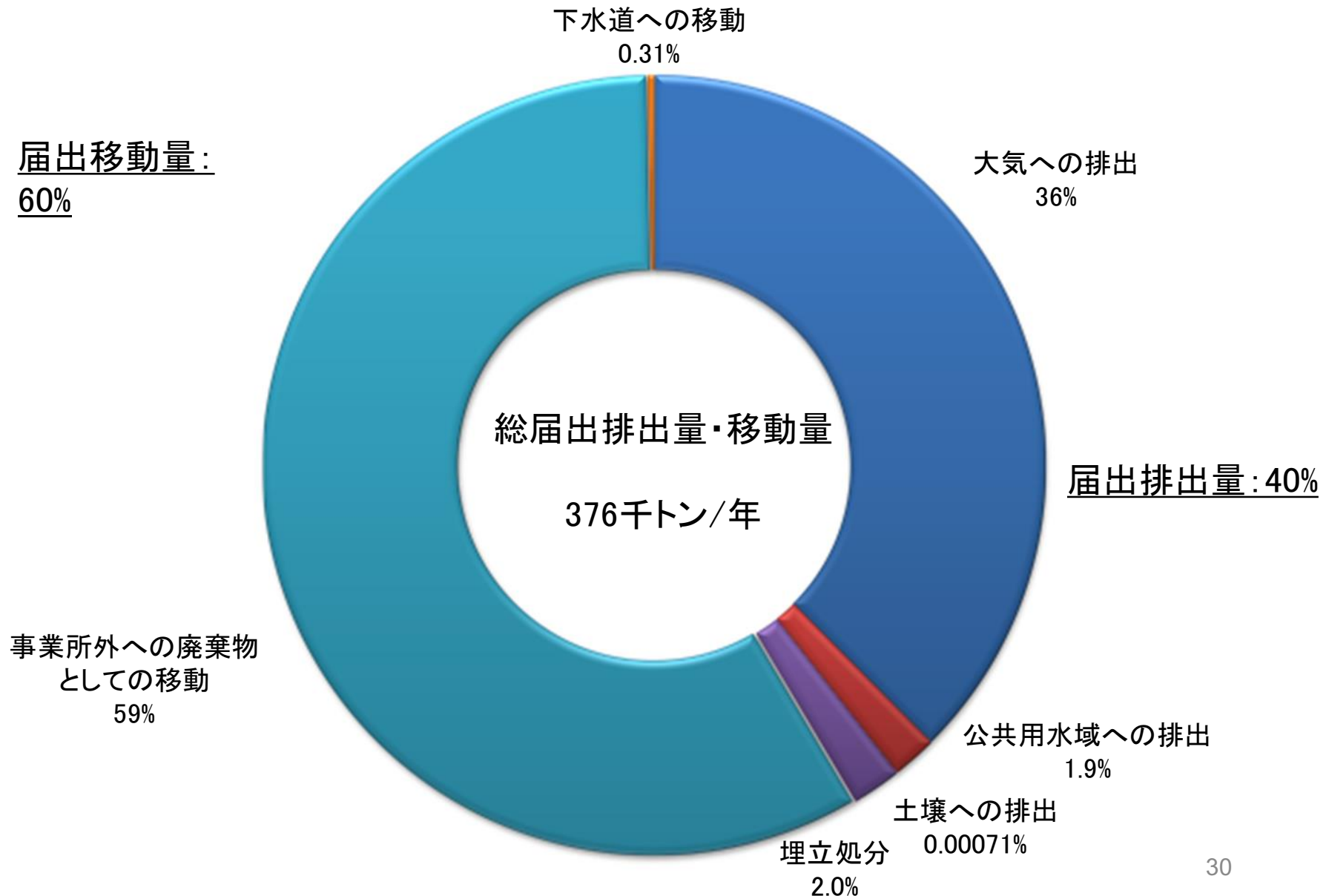
○推計対象とした物質

- ・届出外排出量 247千トン(前年度229千トンと比べて7.6%の増加)

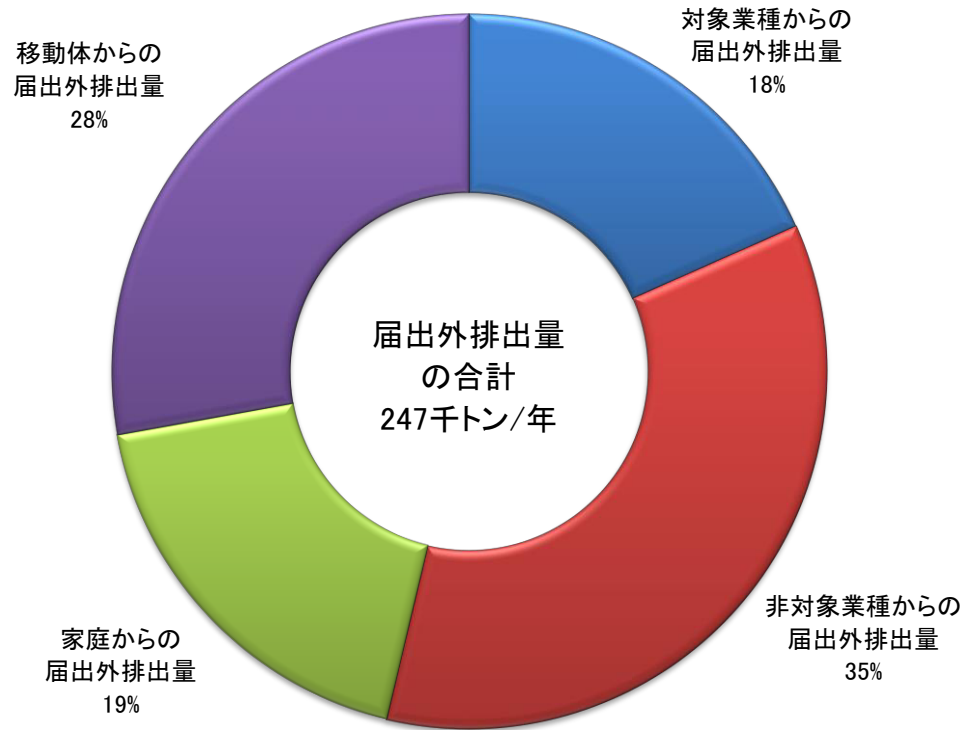
○推計対象とした物質(継続物質)

- ・届出外排出量 225千トン(前年度209千トンと比べて7.5%の増加)

平成28年度 総届出排出量・移動量



平成28年度 届出外排出量の構成



< 推計対象とした物質 (325物質) >

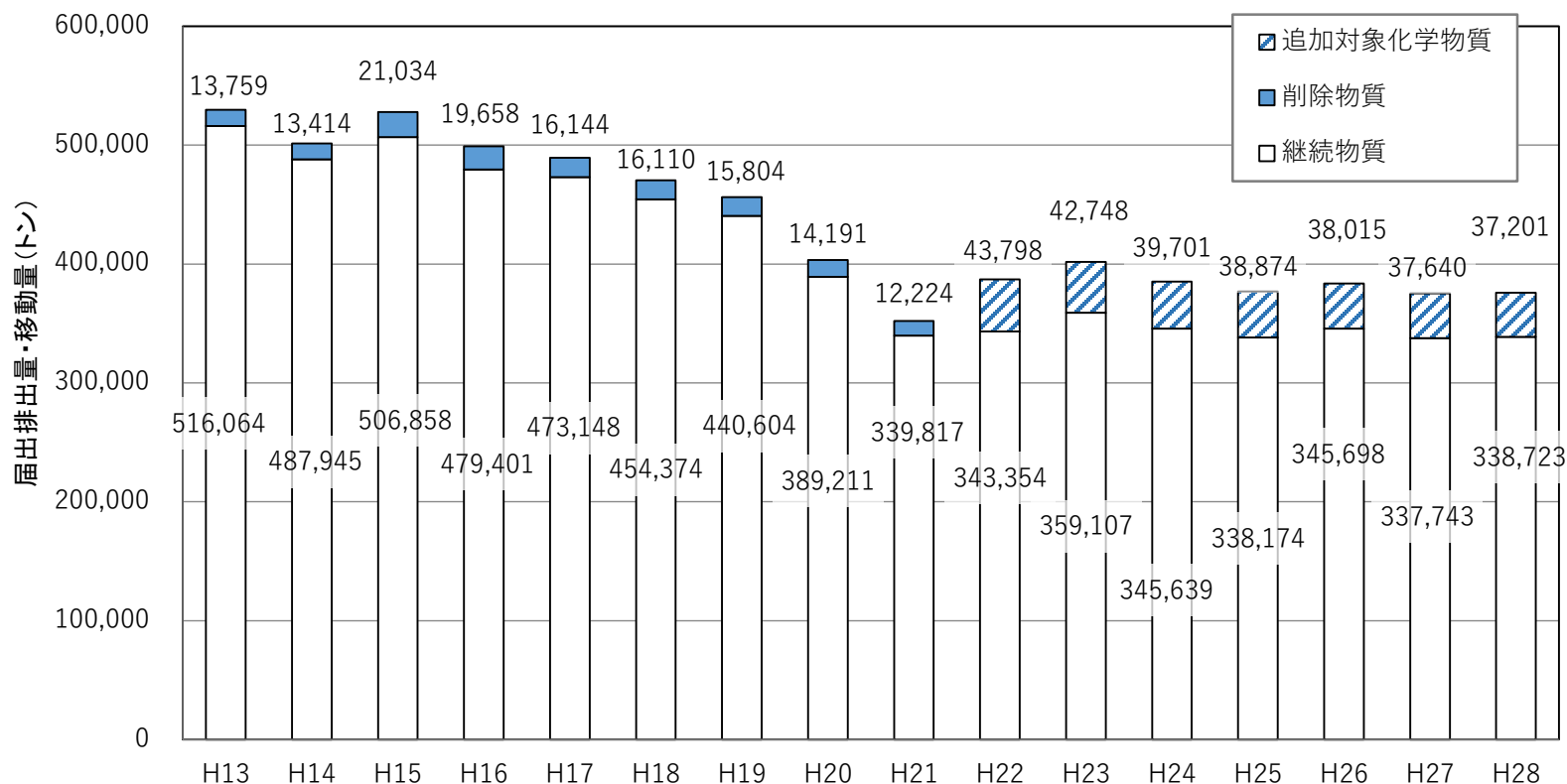
・ 対象業種からの届出外排出量	: 45千トン(構成比 18%)	← 45千トン(H27)
・ 非対象業種からの排出量	: 87千トン(" 35%)	← 82千トン(H27)
・ 家庭からの排出量	: 46千トン(" 19%)	← 46千トン(H27)
・ 移動体からの排出量	: 69千トン(" 28%)	← 56千トン(H27)
・ 合計	: 247千トン(" 100%)	← 229千トン(H27)

平成13～28年度 届出排出量・移動量の経年変化

●化管法政令改正前後で継続して届出対象物質として指定された276物質（継続物質）の総届出排出量・移動量は339千トン(対前年度比+0.29%)

＜排出量＞136千トン(対前年度比▲ 2.2%)

＜移動量＞203千トン(対前年度比+2.0%)



※追加対象：化学物質：平成20年PRTRの届出対象に追加された186種類の第一種指定化学物質

※削除物質：平成20年PRTRの届出対象から除外された73種類の第一種指定化学物質

※化管法の見直しに伴う継続物質等の考え方

物質継続物質(276物質)には、政令改正前後で完全に同一の物質として継続して指定された物質(265物質)に加え、政令改正により統合又は分割された物質で政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全に一致する物質(4物質)及び政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全には一致しない物質(7物質)を含む。

PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック



○直近に公表されたPRTRデータを分かりやすく紹介することを目的に毎年度発行しており、以下のような内容を掲載。

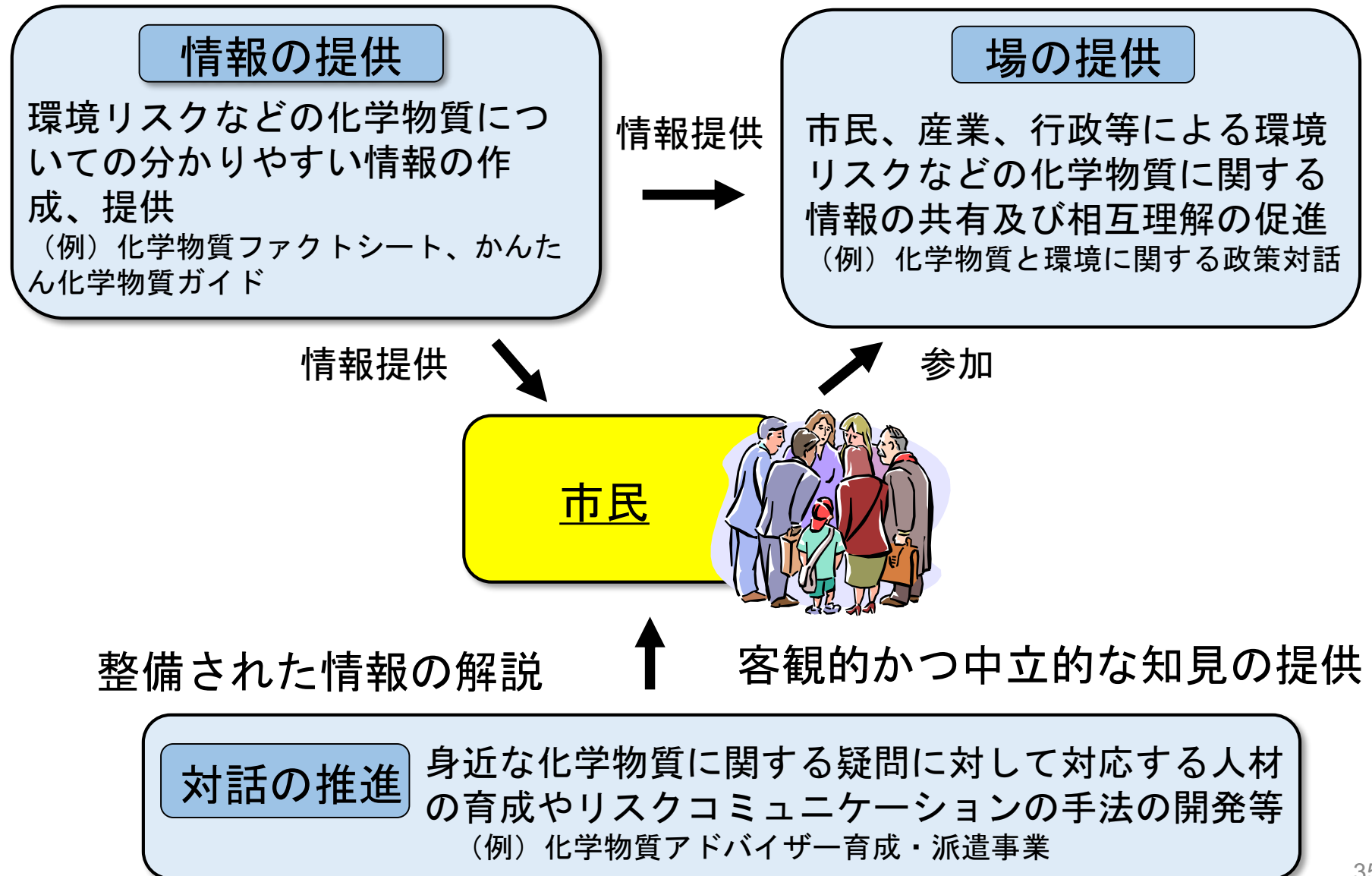
- 暮らしの中の化学物質
- PRTR制度とは
- PRTR データ
- 化学物質による環境リスク低減のために
- もっと知りたい時には

○冊子を無料で提供しており（但し送料の負担は必要）、Webでも公開。

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/guidebook.html>

4. 化学物質に関する リスクコミュニケーション

化学物質に関するリスクコミュニケーション(全体像)



化学物質アドバイザー

- 中立的な立場で化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行う「化学物質アドバイザー」の派遣を2003年度より開始。
- 化学物質に関する専門知識や化学物質についての的確に説明する能力等を有する人材として一定の審査を経て登録しており、現在44名が登録。
- 主にコミュニケーションの潤滑油や勉強会・講演会での情報提供に活用されている。2017年度は、延べ17回派遣。

化学物質ファクトシートの提供

○PRTR対象物質を中心に化学物質の情報を冊子及びインターネット
(<http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>)にて提供。

○化学物質に関心を持たれた方の情報源として、専門的で分かりにくい情報を専門家以外の方にもご理解いただけるよう整理・簡潔に記載。

○2003年に初版を作成、適宜更新。
2012年度版が最新で、現在352物質を掲載。

用途

排出・移動

環境中での動き

健康影響

生態影響

etc.

リスクコミュニケーションのための化学物質ファクトシート

[\[この文書を印刷される場合はこちら\(PDF\)\]](#)

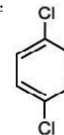
ジクロロベンゼン (*p*-ジクロロベンゼン)

別 名 : 1,4-ジクロロベンゼン, *p*-DCB

PRTR政令番号: 1-181 (旧政令番号: 1-140)

CAS 番号 : 106-46-7

構 造 式 :



- ・ 化管法施行令の改正によって、*p*-ジクロロベンゼンは、他の異性体を含めてジクロロベンゼンとしてグループ化されましたが、本ファクトシートでは*p*-ジクロロベンゼンの情報を整理しています。
- ・ *p*-ジクロロベンゼンは、衣類の防虫剤やトイレの防臭剤などに使われたり、合成樹脂の原料などに使われています。
- ・ 2007年度のPRTRデータでは、環境中への排出量は約15,000トンでした。ほとんどが家庭から排出されたもので、1トン以上が気体で排出されました。

化学物質と環境に関する政策対話

- 2001年度から2010年度までに合計26回開催された「**化学物質と環境円卓会議**」を発展的に解消し、国民、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加した意見交換、合意形成を目指す場として、「化学物質と環境に関する政策対話」を2012年3月に設置（これまで合計14回の会合を開催）。
- 参加メンバーから提起される議題等について意見交換を行い、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を目指すこととしている。
- 各主体の関係者が化学物質のリスクに係る理解を共有し、それぞれの役割を果たしながら信頼関係を高めていくことを目的としたリスクコミュニケーションとしての役割も担っていることから、多様なテーマが取り扱われている。
- これまでにSAICM国内実施計画のとりまとめや同計画の点検について、議論。

化学物質と環境リスクに関する理解力の向上と その取組に向けて（政策対話とりまとめ）

第13回政策対話（H30年1月18日開催）
では、これまでの議論を踏まえ、「化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて」と題し、政策対話のメンバーにおける共通認識のとりまとめを行った。



とりまとめのポイント

- 化学物質のライフサイクル全体を捉え、その恩恵を享受しつつ環境リスクを適切に管理していく観点から化学物質の性状や役割とともに環境リスクを理解する力を身につけることが極めて重要とし、各主体（行政、事業者、教育機関、市民）・主体間連携による取組と今後さらに期待される役割について整理。
- 将来にわたって各主体および主体間連携による取組を継続的・発展的に実施していくことが重要であり、それらの取組が社会全体に波及し、市民の幅広く積極的な参加につながることを期待。

※第14回政策対話以降、SAICM国内実施計画の点検等を行っていく。

5. まとめ

- 化学物質は現代社会に欠かせない一方で、適切なリスク管理が必要。
- 化学物質のリスクは、「有害性」と「ばく露量(摂取量)」の両方の要素をあわせたものとして表される。化学物質のリスクに対処するためには、リスクの評価と管理、リスクコミュニケーションが必要。
- 我が国の化学物質対策は、化審法及び化管法を中心に、取組が進められてきた。今後、第五次環境基本計画を受け、化学物質のライフサイクル全体での管理を推進。